

# 特定非営利活動法人の条例指定制度に関するパブリックコメント手続の実施結果について

平成23年6月、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）の活動の健全な発展をより一層促進するため、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」といいます。）が改正され、NPO法人制度の大幅な見直しが行われました。

また、地域で活動するNPO法人を支援するため、併せて地方税法等が改正され、個人住民税の寄附金控除の対象となるNPO法人を、各自治体が個別に条例で指定することができる制度（条例指定制度）が創設されました。

本市でこの制度を導入するためには、指定の基準や手続を定める条例等を制定する必要があることから、指定の基準や手続等、制度の導入に対する意見を募集いたしました。

## 1 意見募集の概要

題名	NPO法人の条例指定制度の導入に対する意見募集について
意見の募集期間	平成24年2月24日～平成24年3月26日
意見の提出方法	電子メール、ファックス、郵送、持参
募集の周知方法	市政だより、市ホームページ、資料の設置(情報プラザ、各区役所市政資料コーナー)、資料の配布(各区役所、各市民館・分館、各図書館に配架、法改正に伴う法人事務説明会における配布)
結果の公表方法	市ホームページ、資料の設置(情報プラザ、各区役所市政資料コーナー)

## 2 結果の概要

### (1) 意見提出数

意見提出数	13通（電子メール、FAX等）
意見総数	18件

### (2) 意見の内容と対応区分

《意見に対する市の考え方の区分》

- A：御意見を踏まえ、制度の内容に反映させるもの
- B：制度案の趣旨に沿った御意見であり、御意見を踏まえ、取り組みを推進するもの
- C：今後基準や手続きなど、制度に関する事項を検討する中で参考とする御意見・要望
- D：制度案に対する質問・要望の御意見であり、制度案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なるもの）

項目	A	B	C	D	E	合計
1 基本的な考え方に対する御意見	0	3	2	0	0	5
ア 条例指定にあたっての基本的な考え方について		(3)	(1)			(4)
イ 指定基準の基本的な考え方について			(1)			(1)
2 具体的な要件の考え方に対する御意見	1	1	0	6	0	8
ア 公益要件（活動の公益性の判断基準）について	(1)	(1)		(5)		(7)
イ 運営要件（運営面での健全性の判断基準）について				(1)		(1)
3 その他	0	0	0	0	5	5
合計	1	4	2	6	5	18

※（ ）内の数字は内数

### 3 提出いただいた意見及び意見に対する市の考え方

今回の意見募集について、次のとおり御意見をいただきました。提示させていただいた制度案について、基本的に原案の通り進めてまいります。公益要件のうち、「地域における支持」の算定対象に「現物寄附」の実績も含めることといたしました。制度の導入にあたっては、その他の御意見等についても参考とすることにより、市民の特定非営利活動法人に対する寄附の気運の醸成を図ることにより、市民による相互支援を促進し、市内における特定非営利活動の健全な発展の推進を図ってまいります。

#### (1) 基本的な考え方に対する御意見（5件）

条例指定制度を導入するにあたっての基本的な考え方及び指定基準の考え方について、次のとおり御意見がありました。

##### ア 条例指定にあたっての基本的な考え方について

意見の要旨	市の考え方	区分
NPO法人が行う申請等の手続の簡略化を図って欲しい。(同様の趣旨の御意見を含め計3件)	制度設計にあたっては、県内自治体と書式や関係書類の共通化を図るなど、可能な限りNPO法人の事務負担の軽減を図ってまいります。	B
寄附者や法人が制度の内容を理解するための資料を行政が作成して欲しい。	より多くの市民に制度を利用していただけるよう、制度内容を説明するための資料等を作成してまいります。	C

##### イ 指定基準の基本的な考え方について

意見の要旨	市の考え方	区分
より多くのNPO法人が認定を取得できるように、市民が気楽に寄附を呼び掛けられるような基準を設定してほしい。	指定基準の設定にあたっては、指定を受けることにより認定を取得しやすくなることから、認定のPST基準を参考に地域性を踏まえて設定したいと考えております。市民からの寄附が促進され、市民社会の中で市民による相互支援が進むことが望ましいと考えますので、「地域における支持」の人数の算定対象の拡大など、今後詳細な事項を検討するなかで、御意見を参考とさせていただきたいと存じます。	C

#### (2) 具体的な要件の考え方に対する御意見（8件）

審査の際、法人の活動の公益性の判断基準となる公益要件及び運営面での健全性の判断基準となる運営要件について、次のとおり御意見がありました。

##### ア 公益要件（活動の公益性の判断基準）について

意見の要旨	市の考え方	区分
「市内における公益的活動の実績」において、「総合的に判断する」というやり方は、判断する者の恣意的な判断が入るので避けるべきである。	様々な活動を行うNPO法人を幅広く指定するために、一律の指標で活動の実績を判断せず、第三者委員で構成される公正かつ公平な審査会において、総合的に判断するものです。	D
「市内における公益的活動の実績」は、活動調査で事実がわかるはずであり、第三者に審査してもらう必要のないものではないか。	NPO法人の活動は多様であり、市内における活動実績が少ない場合等も想定されますので、市域における活動の内容や回数等を総合的かつ客観的に判断するために、審査会における審査が必要であると考えております。	D

「地域における支持」の人数の算定において、現物寄附の実績も算定対象に含めて欲しい。	できるだけ多くの方からの金銭と同等の負担を、人数の算定に取り入れていきたいと考えておりますので、現物寄附の実績については、換金できる場合、算定対象に含めてまいります。	A
「地域における支持」の人数の算定において、認定では認められない正会員も対象としていることに賛同する。寄附者の範囲を広げることにより、寄附の拡大につながると思う。	認定においては、正会員が負担する会費は、総会での表決権等に対価性を有するとして、算定対象外としておりますが、他に会員特典等の対価がなければ法人の活動に参画していることに着目し、指定では算定対象としたいと考えます。また、現物寄附など、できるだけ多くの方からの金銭と同等の負担を、人数の算定に取り入れていきたいと考えております。	B
「地域における支持」の人数の算定において、「団体」も算定対象とすべきである。	条例指定制度は個人住民税の寄附金を控除する制度であり、一人ひとりの市民からの寄附を促進することにより、市民による相互支援を促すことが望ましいことから、団体については、算定対象に含めないものとしております。	D
「地域における支持」の人数の算定において、同一生計者であっても主婦は一人として算定すべきである。	認定のPST基準の算定に準じて、寄附者等と生計を一にする者は、本人、配偶者、子などを合わせて一人として算定することとします。	D
「地域における支持」の人数の算定において、「川崎市民」に限定せず、他都市の市民であっても算定対象に加えるべきである。	条例指定制度は個人住民税を控除する制度であるとともに、市内における市民同士の相互支援が進むことが望ましいことから、基準における算定対象を、川崎市自治基本条例における「市民」と同様の考え方である「川崎市民」に限定しております。	D

#### イ 運営要件（運営面での健全性の判断基準）について

意見の要旨	市の考え方	区分
認定を取る際には改めてすべての要件が課せられるので、条例指定では全法人について、特例措置の内容に基準を緩和してもよいのではないかと。	運営要件は、法人の運営面での健全性を判断する基準ですので、本来は全法人について満たしていることが望ましい基準と考えます。しかしながら、一定の事業規模以下の法人の事務負担軽減を図るために、あくまでも特例として緩和することが選択できるものです。	D

#### (3) その他（5件）

今回意見募集をした項目ではありませんが、次のとおり意見をいただきました。

意見の要旨	市の考え方	区分
寄附金控除の手続きが市民に任されていて煩雑であり、制度として広まるのか疑問である。（同様の趣旨の御意見を含め計2件）	寄附金控除を受けるには寄附者に申告を行っていただくことが必要ですが、指定したNPO法人にも御協力いただき、寄附者への制度の周知や広報を積極的に展開することにより、特定非営利活動法人への寄附促進を図っていきたいと考えております。	E
認定について興味があったので、条例指定について検討していきたい。 事業内容によって寄附が集まりにくい法人がある。（同様の趣旨の御意見を含め計2件）	いただいた御意見は、条例指定制度の内容に直接は関連しませんが、今後の施策展開等の参考とさせていただきます。	E

#### 4 問合せ先

市民・子ども局 市民生活部 市民協働推進課

電話：(044) 200-3821 FAX：(044) 200-3911